公募型プロポーザル方式(技術者評価型)に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式(技術者評価型)にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式(技術者評価型)試行要領(最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号)及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領(最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号)に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度国補河川災害復旧助成事業に伴う設計業務(1年災)

(一) 千曲川 佐久市 桜井

(2) 業務の目的

本業務は、令和元年東日本台風(台風19 号)で被災した千曲川支川の改良復旧事業により合流する千曲川の流量が増加するため、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの検討の中で必要とされた桜井遊水地の詳細設計・模型実験業務である。既往の「令和元年度 県単河川改修事業に伴う設計業務(一)千曲川上流工区(佐久市)」(以降「概略設計」と称す。)において検討された遊水地案に基づき、水理模型実験と併せた詳細設計を行うことにより、効果的な遊水地機能を発現させる堰上げ施設や越流堤等の計画が可能となるため、水理模型実験と詳細設計を一体で発注し効率的な設計を行うものである。

(3) 業務内容

1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画を 作成し、発注者に提出する。

2) 現地踏査

受注者は、現地を踏査し予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用の状況、河川の利用形態等を把握し、遊水地設計、越流堤および樋門設計に必要な情報を整理する。

3) 水理解析

ア 資料収集整理

既往の概略設計成果に加え、水理解析に必要な堰、橋梁などの関連構造物、水理水文資料や千曲川、滑津川の河川整備計画関連資料、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトなどの関連資料を収集、整理する。

イ 洪水調節計算による施設諸元の検討

① 洪水調節計算モデルの構築

池モデルを考慮した一次元不定流解析モデル(以下、洪水調節計算モデルとする)を構築する。

河川水位は計画洪水及び超過洪水を対象とした一次元不定流計算による水位とし、河道断面形状、越流方向(横越流及び正面越流)、越流係数、排水樋門による排水、余水吐による 放流を考慮できるモデルとする。

対象とする計画洪水及び超過洪水の条件諸元については発注者と協議の上決定する。

越流係数は、別途実施の水理模型実験業務における検討結果を踏まえて決定する。

② 施設諸元の検討

現地踏査、資料収集で整理した制約条件や水理条件をもとに、上記アで構築した洪水調節 計算モデルを用いて洪水調節計算を行い、遊水地諸元(計画池底高、計画湛水位)、越流堤 防、余水吐の諸元(越流堤長と越流堤高)、排水樋門の諸元(敷高及び断面形状)について 検討する。

成果は以下を想定する。

- ・ 遊水地諸元: 上池及び下池
- ・越流堤諸元(2基:上流側越流堤、仕切堤越流堤)
- · 余水吐諸元 (1基:超過洪水対応施設)
- ・排水樋門諸元(2基:上流側及び下流側)

③ 洪水調節計算結果の整理

上記①で構築した洪水調節計算モデルを用いて上記②で検討した施設に対する洪水調節計算を行い、計算結果を整理する。

- ・不定流計算による洪水調節計算結果(計画洪水)
- ・不定流計算による洪水調節計算結果(超過洪水)

ウ 遊水地内流況解析

洪水調節計算モデルにより把握した遊水地内への流入量ハイドログラフを用いて、平面二次 元流況解析により遊水地内における越流水の挙動(流向、流速)を把握、施設への影響を評価 し、遊水地内護岸の整備範囲など、設計の基礎資料として整理する。

4) 水理模型実験

ア 実験計画の立案

計画の洪水調節機能を満足する遊水地諸元を設定するために、模型諸元(模型範囲、縮 尺)、実験項目、実験条件、内容を明確にした実験計画を立案する。

イ 模型設計・製作

実験計画に基づき、模型の設計・製作を行う。模型実験は、越流堤部の河道流況を再現できる三次元模型(縮尺1/50 程度)、越流堤形状に対する越流特性と模型縮尺の関係を確認するための二次元抽出模型(縮尺1/10 程度、縮尺1/50 程度)を製作する。

① 三次元模型

千曲川の136.3k~138.0k の1.7km 区間、支川の滑津川を合流点から300m 区間、遊水地施設の越流堤、減勢施設を含む遊水地の一部(約200m×50m)を再現した三次元模型を製作する。

② 二次元抽出模型

越流堤部及び減勢施設の断面を再現した模型を製作する。縮尺1/10 程度の模型では、越流水深と越流量の関係(越流係数)の把握と減勢工諸元の検討を行い、縮尺1/50 程度の模型では、縮尺1/10 程度の模型と同様の越流水深と越流量の関係を再現可能な越流堤形状の設定を目的とする。

ウ 予備実験

① 河道の粗度調整

製作した三次元模型の粗度が、計画の粗度係数に一致するように模型表面の粗度を調整する。粗度の調整は、概ね直線的な河道区間の縦断水位に基づく逆算粗度係数による確認等により行う。

② 河道流況の確認

遊水地整備前の河道流況を把握し、遊水地整備後の河道流況への影響を評価するためのデータとして整理する。

- エ 二次元抽出模型実験による検討
 - ① 越流堤の越流特性の確認

縮尺1/10 程度の二次元抽出模型により、計画の越流堤の越流水深と越流量の関係(越流 係数)を把握する。

② 三次元模型実験に反映する越流堤形状の設定

縮尺1/50 程度の模型において、縮尺1/10 程度の模型と同様の越流特性となる越流堤形状を設定する。

③ 越流堤部の減勢工諸元の検討

三次元模型での平均的な単位幅越流量、最大の単位幅越流量等を踏まえ、適切な減勢工諸元を検討する。

④ 仕切り堤の越流特性の確認

縮尺1/10 程度の二次元抽出模型により、仕切堤の越流水深と越流量の関係(越流係数)を把握する。

⑤ 仕切堤部の減勢工諸元の検討

計画の減勢工諸元の減勢状況を確認し、適切な減勢工諸元を検討する。

⑥ 余水吐の越流特性の確認

縮尺1/10 程度の二次元抽出模型により、余水吐の越流水深と越流量の関係(越流係数) を把握する。

- オ 三次元模型実験による検討
 - ① 越流堤原案での越流特性の把握

計画の越流堤諸元(越流堤高、越流堤長)での越流特性(上流流量・地内水位と越流量の 関係)を把握し、水理解析の最適越流堤諸元の検討に反映する。

② 最適越流堤諸元での越流特性及び河道流況検証

最適越流堤諸元での越流特性を把握し、水理解析との整合性を確認する。今後の設計に資するデータとして、河道及び越流堤付近の詳細な水位、流速分布、流況等の計測を行う。

③ 減勢工流況の確認と護床工範囲の検討

二次元抽出模型による減勢工諸元検討結果を踏まえた減勢工形状を三次元模型で再現し、減勢工流況を確認する。減勢に問題がある場合は、減勢工諸元の見直しを行う。最終的な減勢工形状において減勢工から地内へ広がる流れの平面流速分布を計測し、地内の許容流速を踏まえて、護床工必要範囲を提案する。

- 5) 遊水地詳細設計
 - ア 基本事項の決定

受注者は、設計図書に示された河川条件等について確認を行うとともに、桜井遊水地の設置 目的及び必要とする機能、条件を確認・整理し、概略設計における検討結果に対し、基本諸元 の確認・検討を行うものとする。主な検討項目は、次のとおりとする。

- ① 遊水地施設の配置計画
- ② 遊水地施設(周囲堤、囲繞堤、仕切堤、余水吐、越流堤)の諸元・構造

イ 堤防設計

下記に示す事項について検討を行うとともに、築堤盛土による周辺地盤、家屋、中部横断道など近接構造物への影響等踏まえて図面を作成するものとする。

① 堤体材料の選定:購入土、他現場からの搬入、掘削土の活用をそれぞれ想定した盛土材料

の評価、選定を行う。

- ② 堤防の安定検討:圧密沈下及び、浸透流解析+円弧すべりによる法面安定解析を行う。 解析断面は上下流の周囲堤及び囲繞堤、仕切堤の計5断面を想定する。
- ③ 軟弱地盤対策検討:軟弱地盤の場合、必要に応じ圧密沈下対策、法面安定対策を行う。
- ③ 法覆工の設計:前述3)ウの流況解析結果を用いて法覆工の範囲、構造を検討する。

ウ 越流堤、余水叶設計

上流及び仕切堤に設置する越流堤(2基)と余水吐について、前記3)イ② において決定 した施設諸元を踏まえて、水理検討、安定計算を実施し、主要施設(越流堤及び減勢工)の細 部諸元を決定するとともに、構造計算により詳細構造を決定する。

工 付帯施設設計

以下の付帯施設について形状および構造形式や使用材料などの基本事項を検討し、図面を作成する。

- ① 池内導水路(上流側及び下流側)
- ② 堤脚水路
- ③ 堤防天端舗装
- ④ 坂路工および階段工
- ⑤ 既設用排水路の切り回し処理
- ⑥ 既設構造物の撤去:農業用集落排水処理場、下水管、道路舗装

才 施工計画

下記の事項について、施工計画案を策定する。

- ① 築堤盛土 (越流堤及び囲繞堤)
- ② 掘削
- ③ 越流堤(2基)および余水吐
- ④ 排水樋門(2基):後述6)エの反映、調整
- ⑤ 付帯施設(池内導水路(上流側及び下流側)、堤脚水路、堤防天端舗装、坂路工および階段工、既設用排水路の切り回し処理、既設構造物の撤去)

アウトプットは施工手順フロー、ステップ図、概略工程表とする。

カ 仮設構造物設計

施工計画により必要となる仮設構造物(仮排水路、工事用道路および山留工等)の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して水理計算、安定計算および構造計算により決定し、仮設計画を策定する。

キ 数量計算

数量計算は「土木工事数量算出要領(案)」に基づき行うものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」等に基づき、工種別、区間別に数量計算書として取りまとめる。

6) 樋門詳細設計

上流側及び下流側の各池に設置する排水樋門2基の詳細設計を行う。

ア 基本事項の検討

設置目的および必要とする機能条件を確認・整理し、計画流量、位置、敷高、必要断面、断面形状、長さ、樋門形式、基礎地盤の性状による沈下、変位量、地盤対策工、管材・基礎形式・構造形式、ゲート・巻上機構造等に関する基本事項の比較検討を行う。

イ 基本事項の決定

概略設計および前述3)イ②における基本諸元の検討結果、設計図書および指示事

項に基づき、決定する事項を整理し、施設配置計画、断面、基礎地盤の沈下・変位量、地盤対 策工および函材、函軸構造形式、スパン割り、継手形式を検討する。

ウ 構造設計

① 設計条件の確認

構造設計に必要な設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、等の必要項目を設定する。

② 基礎工

荷重条件、函体構造形式、地盤対策工等に基づき基礎地盤の沈下を考慮した「弾性床上の梁」の解析等により、相対沈下量、地盤の降伏変位量等について照査し、函体構造および地盤改良工の仕様を検討する。

なお、柔構造の場合は、相対沈下量、地盤の降伏変位量等を算定した上で地盤処理工の仕様を決定する。

③ 地盤処理工(置換基礎)

地盤条件、施工条件、周辺に及ぼす影響、経済性等の諸条件を考慮し設計を行う。

④ 本体工

躯体、門柱・操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工および沈下・変位・部材応力等の計測 工について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成する。

⑤ ゲートエおよび操作室

扉体、巻上機、戸当り、操作室、管理橋の各部について検討し、ゲート・操作室の設計を 行う。

⑥ 高水護岸・低水護岸および土工等

高水敷・低水護岸の構造および使用すべき材料の選定と、必要に応じて安定計算、構造細図を作成する。また、掘削、盛土および埋戻等の土工図を作成する。

工 施工計画

堤防開削、本堤築造およびそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事順序と施工方法を検討する

検討結果は前述5) オにおける遊水地全体の施工計画に反映する。

才 仮設構造物設計

施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切、仮排水路、工事用道路および山留工等)の 規模、構造諸元を近接構造物への影響を考慮して、水理計算、安定計算および構造計算により 決定し、仮設計画を策定する。

カ 数量計算

数量算出要領に基づき、工種別、区間別に数量のとりまとめを行う。

数量計算は、前述6) エ で検討した遊水地全体の整備順序を反映する。

7) 概算工事費

算出した数量をもとに、概算工事費を算定する。

8)パース作成

決定したデザインをもとに、周辺を含めた着色パース (A3判) を1タイプについて作成する。

9)協議用資料作成

関係機関協議に必要な以下の資料を作成する。

- ・ 遊水地説明資料 (地元区長及び区民等協議資料)
- 道路協議資料(地元市道管理者協議資料)
- 用排水路配置検討資料(地元水利組合協議資料)

※上記は令和3年3月時点の想定である。業務の進捗に応じ別途協議資料の作成が必要となった場合は発注者と協議の上、必要に応じ追加する。

10) 照查

下記に示す事項を標準として照査を行う。

- ア 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- イ 一般図を基に構造物の断面形状、構造形式および地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれて いるかの確認を行う。
- ウ 設計方針および設計手法が適切であるかの確認を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を 行い、施工時の応力についても照査を行う。
- エ 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行う。 最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。 特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。

11) 報告書作成

業務の成果として、特記仕様書に準じて、報告書を作成する。報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめる。検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記する。現地踏査については、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめる。

また、概要版についても作成する。

12) 打ち合わせ協議

業務内容の確認や成果内容について協議するものとし、打合せ回数は初回、中間 5 回、成果品納入時の 7 回行う。

初回及び成果品の納入時については管理技術者及び照査技術者が立会うこととする。なお、議事録の作成は受託者が行い、打ち合わせ後、速やかに提出する。

13) 旅費交通費

佐久建設事務所での打合せとし、交通費についてはライトバン運転費(往復4時間/1回)を 打合せ協議回数分(7回)計上する。

- (4) 技術提案を求める具体的内容
 - 1) 河川の河道特性を踏まえ、計画どおりの越流量を確保する上での課題と提案
 - 2) 設計から施工、維持管理までを 3 次元モデルで行うことを前提に CIM を導入する上での課題と 提案
 - 3) 水理模型実験の結果を効率的に詳細設計に反映させる方法の提案
 - 4)業務の実施方針(実施体制を含む)、業務フロー及び工程計画についての提案
- (5) 履行期限 令和4年7月5日(債務負担行為設定予定)
- (6) 業務実施上の要件
 - 1) 実施にあたっては、長野県設計業務等共通仕様書を遵守すること。
 - 2)業務遂行のために必要となる既往調査および設計の成果・報告書等については、 (別紙)貸与資料一覧表のとおりであり、担当者より貸与する。
 - 3) 本業務は、電子納品及び情報共有対象業務とする。
 - 4) 本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合には速やかに協議すること。
 - 5)業務の打ち合わせにおいては協議により必要な技術者が出席すること。

(7) 成果品

1) 電子媒体 2部

- 2) 紙媒体 2部
- (8) 業務予算額 概ね110,000千円(税抜き)
- (9) 支払い条件
 - 1) 前払い金として、当該会計年度の履行高予定額の3割の範囲内で支払うことができる。
 - 2) 部分払いは行わない。
 - 3) 各会計年度における支払限度額は次のとおり予定しております。

ア令和3年度は業務委託料の約50%の金額。

イ令和4年度は業務委託料の約50%の金額。

ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがあります。

(10) その他

本業務はBIM/CIM活用モデル業務です。事業全体の効率的実施を目的として「BIM/ CIM活用モデル事業実施要領(長野県建設部)」に基づき、設計から施工、維持管理までを3次 元モデルで行うことを前提とした提案としてください。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント(河川、砂防及び海岸・海洋)を有する者であること。
- (2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日告示第717号。以下同じ)に基づき建設コンサルタント(河川、砂防及び海岸・海洋)登録のある者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 測量法(昭和24年法律第188号)第57条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱(平成15年4月1日会検第1号)第9条 第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限 経過後委託契約約款第31条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に 参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 同種または類似の業務の実績を有すること。

調節池・遊水地設計(詳細設計)及び水理模型実験業務の実績を有していること。※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成18年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務が該当します。

(11) 当該業務の実施体制

ア 配置予定管理技術者は、技術士建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有すること。 イ 配置予定照査技術者(管理技術者と兼務不可)は、技術士建設部門(河川、砂防及び海岸・海 洋)の資格を有すること。

ウ 委託の主要部について、再委託または技術協力がないこと。

(12) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落 札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

- (13) 長野県暴力団排除条例 (平成 23 年長野県条例第 21 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条 例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (14) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

- ア 人的関係のある会社(常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又 は再生手続が存続中の会社である場合は除く。)
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
- イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。)
- ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
- エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
- オ 事業協同組合とその構成員
- (15) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- (16) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記(1)から(15)の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。
- 3 参加表明書の作成・提出に係る事項
 - (1) 参加表明書の作成様式 様式2号による。
 - (2) 参加要件資料の作成様式 様式3号による。
 - (3) 参加要件資料記載上の留意事項
 - ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

- イ 保有する技術職員の状況(専門分野職員の状況)
 - ① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。
 - ②資格は、技術士、認定技術管理者、RCCMとする。
 - ③ 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。
 - ④ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数 10 年未満、10 年以上に分けて記入すること。
- ウ 同種または類似の業務の実績
 - ① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
 - ② 掲示の日から過去15年以内に完成した業務を対象とする。
 - ③「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。
- エ 当該業務の実施体制
 - ① 配置予定の技術者について記載すること。
 - ② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。
- オ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績について

は、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒384-0301 長野県佐久市臼田2015

長野県佐久建設事務所 災害復旧課

課長補佐 吉川 忠敏、担当係長 飯島 良和

電話 0267-82-8274

779977 0 2 6 7 - 8 2 - 7 4 0 0

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年4月12日(月)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

- イ 提出場所 3 (4) に同じ。
- ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。 ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限ります。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(13)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。

たお	技術提案書提出選定者名は、	契約締結後	公表するものとします	
'A 40'		フェルンかけ ルローター	- A4 1 0 0 0 C C A 1 a	

	WHITE DEPARTMENT AND A CONTROL OF THE CONTROL OF TH					
	審査項目	審查事項	審査の視点			
1	登録状況	・建設コンサルタント等登録	登録されているか			
		状況				
2	技術職員の状況	・当該業務の実施に必要な専	・有資格の職員はいるか			
	(専門分野別)	門分野の技術職員の在籍 状況	・有資格職員の経験は豊富か			
3	同種又は類似の業	・同種又は類似業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の実績			
	務の実績(会社)		があるか			
4	配置予定の	・配置予定技術者の状況	・配置予定者がいるか			
	技術者					
5	再委託又は技術協	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か(当			
	力の予定		該業務の主要部分を再委託すること			
			にならないか)			
			・再委託先の選択は適正か			
		・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適			
			正か(最先端の技術であるなど、技術			
			協力を求めることに妥当性がある			
			カュ)			
			・技術協力を求める先の選定は適切			
			カュ			

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、 該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、長野県佐久建設事務所長から通知 します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10 日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、長野県佐久建設事務所長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日(休日を含めな

- い。) 以内に書面により行います。
- エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3 (4) に同じ。
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)
 - ③ 受付方法 原則としてFAX(回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること)とします。なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
 - ④ 回答方法 原則としてFAXによる。
- (8) その他の留意事項
 - ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
 - イ 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものと します。
- 4 技術提案書の作成・提出に係る事項
 - (1) 技術提案書の作成様式 様式7号による。
 - (2) 技術資料の作成様式様式8号による。
 - (3) 技術提案書記載上の留意事項
 - ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等
 - ① 主な業務経歴は掲示の日の前日から過去 15 年以内に完成した業務とする。(平成 18 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに完了した業務。)
 - ② 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記入すること。
 - ③ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
 - ④ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。
 - イ 技術者動員計画
 - ① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。
 - ② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。
 - ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

- エ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証す る契約書、資格証等の写しを添付すること。
- オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ア 受付場所 3 (4)に同じ。
 - イ 受付期間 掲示の日から令和3年4月12日(月)まで。 (受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
 - ウ 受付方法 FAXまたはメール等とします。
 - エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日:令和3年4月14日(水)
- (5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
 - ア 提出期限 令和3年4月30日(金)
 - (提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
 - イ 提出場所 3 (4) に同じ。

- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限ります。

オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和3年5月14日(金)(変更の場合があります。)

イ 場 所 長野県庁(詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時 間 各者20分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 パソコン、プロジェクター等の持ち込みが必要な場合は、電話で3(4)の担当者 に確認してください。

(注) 上記(6) において、一堂に会してプレゼンテーションを行うことを予定していますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、会議室でのプレゼンテーションに替えて、Web 会議等で実施する可能性もあります。

詳細につきましては、後日、参加申込者に通知しますので、あらかじめご承知おきください。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1) は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれか に該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価項目 評価事項		評価の視点
	管理技術者 (17 点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
配置予定の技術者 の資格等	照査技術者 (5 点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
(30 点)		業務経歴	・豊富な業務経験を有しているか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者 (8点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
動員計画及び費用 (15 点)	1 技術者動員計画 零用		・効率的な技術者動員計画(費用)となって おり、当該業務を実施するのに妥当なものと なっているか
	技術提案の的確性(10 点)		・技術提案を求める具体的な内容に対して的 確な提案となっているか
技術提案の内容 (40 点)	0-210-1-1-1-1	所内容を的確性・効率性・ 等の視点で評価する (30	・的確性、効率性、合理性、独創性に優れた 内容であるか
技術者の技術力及 び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や 意欲を判断する		・当該事業を実施するのに必要な技術力や意 欲があるか

費用と技術提案の 整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点	・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術 提案に見合った内容で優れているか
評価点の合計結果(100点)		

- (注 1) 配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者 1 名に対して行う。 技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分るように記載すること。
- (8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、佐久建設事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

- (9) 非特定理由に関する事項
 - ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定 理由)を書面により、長野県佐久建設事務所長から通知します。
 - イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日 (休日を含めない。) 以内 に、書面 (様式自由) により、長野県佐久建設事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。
 - ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内(休日を含めない。) に書面により行います。
 - エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所:3(4)に同じ。
 - ② 受付時間:午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)
 - ③ 受付方法: FAXまたはメール等とします。 なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
 - ④ 回答方法:原則としてFAXによる。
- (10) その他の留意事項
 - ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。
 - イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。
 - エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした 者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否:要
- (2) 関連情報を入手するための窓口:3(4)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。
- (4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。
- 別添(様式11-2)により回答

(別紙) 貸与資料一覧表

(1)業務名: 令和元年度 県単河川改修事業に伴う設計業務

箇所名: (一) 千曲川 上流工区(佐久市)

受託者: (株) 建設技術研究所

工期: 令和2年3月23日~令和3年2月26日

発注者: 長野県建設部 概 要: 遊水地概略設計

(2)業務名: 令和元年度 国補河川災害復旧助成事業に伴う測量業務(1年災)

箇所名: (一) 千曲川 佐久市 桜井(1)

受託者: (株) 協同測量社

工期: 令和2年9月1日~令和3年3月26日

発注者: 長野県佐久建設事務所

概 要 : 空中写真測量、河川横断測量

(公告中)

(3)業務名: 令和2年度 国補河川災害復旧助成事業に伴う地質調査業務(1年災)

箇所名: (一) 千曲川 佐久市 桜井

概 要 : 地質調査ボーリング・標準貫入試験、解析業務